

第4号議案 平成29年度事業計画設定及び業務収支予算議決の件

平成29年度事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済								
		水稲	成乳牛	育成乳牛	乳用子牛等	肥育用成牛	肥育用子牛	肉用成牛	その他の肉用子牛等	一般馬
区域内の概数	戸 39,632	ha 10,737	頭 3,195	頭 371	頭 3,742	頭 2,837	頭 156	頭 1,856	頭 2,172	頭 1
前年度引受実績	32,595	9,395	2,881	324	1,404	2,229	133	1,735	2,015	1
本年度引受計画	30,101	9,185	2,930	305	1,355	2,240	150	1,743	2,030	1
本年度予定引受率	% 76.0	% 85.5	% 91.7	% 82.2	% 36.2	% 79.0	% 96.2	% 93.9	% 93.5	% 100.0

共済目的等 項目	家畜共済					果樹共済 収穫				畑作物共済
	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	種雄馬	うみん半相殺	うみん全相殺	指定かんきつ半相殺	指定かんきつ災害収入	茶災害収入
区域内の概数	頭 2,815	頭 24,008	頭 0	頭 4	頭 0	ha 94	ha 20	ha 64	ha 308	ha 127
前年度引受実績	2,375	21,917	0	3	0	2	14	8	18	11
本年度引受計画	2,410	22,200	0	2	0	2	13	8	18	12
本年度予定引受率	% 85.6	% 92.5	—	% 50.0	—	% 2.1	% 65.0	% 12.5	% 5.8	% 9.4

共済目的等 項目	園芸施設共済								任意共済	
	ガラス室	プラスチックハウス							農家建物	農機具
	Ⅱ類	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類甲	Ⅳ類乙	Ⅴ類	Ⅵ類		
区域内の概数	棟 43	棟 1,225	棟 1,401	棟 8,671	棟 2,137	棟 488	棟 229	棟 66	棟 79,264	台 37,080
前年度引受実績	43	1,003	884	7,732	1,879	451	198	34	48,969	4,595
本年度引受計画	42	968	866	7,566	1,839	441	195	34	48,224	4,847
本年度予定引受率	% 97.7	% 79.0	% 61.8	% 87.3	% 86.1	% 90.4	% 85.2	% 51.5	% 60.8	% 13.1

(2) 農業共済事業の規模
ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目	引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	共 済 掛 金			D 保 険 料 総 額	G 交 付 金 (▲納入再保険料) (B-D)	H 手 持 掛 金	
	本 年 度 予 定	前 年 度 実 績			A 総 額	B 国 庫 負 担 金	C 農 家 負 担 金				
共済目的等											
農作物	1回作・一筆7割補償	870,256 a	890,384 a	円	円	円	円	円	円	円	
		27,303,635 kg	27,943,663 kg	4,383,963,280	4,243,676,455	49,005,035	24,502,516	24,502,519	17,448,173	7,054,343	31,556,862
		4,989 a	5,157 a								
	1回作・一筆6割補償	127,165 kg	131,686 kg	12,865,025	12,530,534	72,165	36,082	36,083	30,104	5,978	42,061
		41,755 a	42,458 a								
	1回作・一筆5割補償	969,747 kg	986,590 kg	97,050,647	94,915,533	270,818	135,408	135,410	117,431	17,977	153,387
		1,459 a	1,490 a								
2回作・一筆7割補償	24,781 kg	25,288 kg	4,807,514	4,615,213	269,941	134,970	134,971	219,078	▲ 84,108	50,863	
	41 a	41 a									
2回作・一筆5割補償	502 kg	507 kg	97,388	94,661	3,304	1,652	1,652	2,738	▲ 1,086	566	
	918,500 a	939,530 a									
計	28,425,830 kg	29,087,734 kg	4,498,783,854	4,355,832,396	49,621,263	24,810,628	24,810,635	17,817,524	6,993,104	31,803,739	
家畜	成乳牛	2,930 頭	2,881 頭	468,350,000	234,175,000	79,123,049	37,779,452	41,343,597	22,984,275	14,795,177	56,138,774
	育成乳牛	305	324	33,722,500	17,675,000	5,972,026	2,851,505	3,120,521	1,734,795	1,116,710	4,237,231
	乳用子牛等	1,355	1,404	51,310,000	25,750,000	6,441,102	3,220,549	3,220,553	2,174,580	1,045,969	4,266,522
	肥育用成牛	2,240	2,229	464,240,000	232,995,000	10,908,824	5,454,411	5,454,413	4,168,277	1,286,134	6,740,547
	肥育用子牛	150	133	15,840,000	8,107,500	951,333	475,666	475,667	193,685	281,981	757,648
	その他肉用成牛	1,743	1,735	323,616,000	161,808,000	12,737,524	6,368,761	6,368,763	2,666,592	3,702,169	10,070,932
	その他肉用子牛等	2,030	2,015	168,129,000	84,064,500	15,558,655	7,779,326	7,779,329	4,779,902	2,999,424	10,778,753
	一般馬	1	1	458,400	229,200	15,851	7,925	7,926	6,277	1,648	9,574
	種豚	2,410	2,375	212,080,000	106,040,000	156,939	62,776	94,163	79,529	▲ 16,753	77,410
	肉豚	22,200	21,917	230,880,000	115,440,000	34,341,216	13,736,485	20,604,731	17,171,760	▲ 3,435,275	17,169,456
	小計	35,364	35,014	1,968,625,900	986,284,200	166,206,519	77,736,856	88,469,663	55,959,672	21,777,184	110,246,847
	肉用種雄牛	2	3	525,000	262,500	28,402	14,200	14,202	12,837	1,363	15,565
	種馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2	3	525,000	262,500	28,402	14,200	14,202	12,837	1,363	15,565
計	35,366	35,017	1,969,150,900	986,546,700	166,234,921	77,751,056	88,483,865	55,972,509	21,778,547	110,262,412	
果樹	うんしゅう半相殺	206 a	206 a	5,790,000	5,143,257	40,530	20,265	20,265	5,200	15,065	35,330
	うんしゅう全相殺	1,285 a	1,387 a	275,000,000	244,282,500	1,925,000	962,500	962,500	247,400	715,100	1,677,600
	指定かんきつ半相殺	772 a	813 a	13,000,000	11,395,800	325,000	162,500	162,500	70,200	92,300	254,800
	指定かんきつ災害収入	1,778 a	1,785 a	65,000,000	56,979,000	1,495,000	747,500	747,500	292,400	455,100	1,202,600
	計	4,041 a	4,192 a	358,790,000	317,800,557	3,785,530	1,892,765	1,892,765	615,200	1,277,565	3,170,330
	茶(災害収入)	1,158 a	1,049 a	10,390,000	8,474,811	477,940	262,867	215,073	310,921	▲ 48,054	167,919
計	1,158 a	1,049 a	10,390,000	8,474,811	477,940	262,867	215,073	310,921	▲ 48,054	167,919	
園芸施設	Ⅱ類	20	43	270,179,000	161,702,000	405,250	147,052	258,198	88,354	58,698	316,896
	Ⅰ類	30	1,003	2,808,313,000	1,680,775,000	23,932,107	11,716,358	12,215,749	5,029,470	6,686,888	18,902,637
	Ⅱ類	40	884	319,782,000	191,389,000	8,090,915	3,905,417	4,185,498	2,485,125	1,420,292	5,605,790
	Ⅲ類	50	7,732	39,090,737,000	23,395,806,000	270,092,291	129,068,019	141,024,272	62,893,027	66,174,992	207,199,264
	Ⅳ類甲	61	1,839	14,582,272,000	8,727,489,000	58,632,556	27,673,623	30,958,933	13,127,772	14,545,851	45,504,784
	Ⅳ類乙	62	441	5,029,414,000	3,010,104,000	21,362,077	9,574,406	11,787,671	5,846,291	3,728,115	15,515,786
	Ⅴ類	70	198	1,791,374,000	1,072,137,000	4,185,833	1,970,375	2,215,458	890,852	1,079,523	3,294,981
Ⅵ類	80	34	10,357,000	6,198,000	187,326	92,531	94,775	52,286	40,245	135,020	
計	11,951	12,224	63,902,428,000	38,245,600,000	386,888,355	184,147,781	202,740,554	90,413,177	93,734,604	296,475,158	
小計			70,739,542,754	43,914,254,464	607,008,009	288,865,097	318,142,892	165,129,331	123,735,766	441,878,658	

イ 任意共済保険事業の規模

項目	引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	掛金総額	純掛金	事務費賦課金	再 共 済 割 合	
	本 年 度 予 定	前 年 度 実 績						再共済掛金	再共済手数料率
共済目的等								30%	
保 險	建 物								
	総 合	8,211	8,184	50,984,010,000	50,984,010,000	151,722,357	124,619,258	27,103,099	
	火 災	40,013	40,785	326,004,650,000	326,004,650,000	287,219,935	154,340,440	132,879,495	
	小 計	48,224	48,969	376,988,660,000	376,988,660,000	438,942,292	278,959,698	159,982,594	131,682,688
関 連 保 險	農 機 具 損 害								
	総 合	3,403	3,167	6,150,640,000	6,150,640,000	28,470,893	23,651,867	4,819,026	
	火 災	1,444	1,428	1,266,650,000	1,266,650,000	1,391,760	844,567	547,193	
	小 計	4,847	4,595	7,417,290,000	7,417,290,000	29,862,653	24,496,434	5,366,219	
合 計			384,405,950,000	384,405,950,000	468,804,945	303,456,132	165,348,813	131,682,688	42,248,170
総 合 計			455,145,492,754	428,320,204,464					214,021,614

(3) 引受計画と実施方策

ア) 農作物共済

1) 引受の適正化

水稻生産実施計画書と共済細目書の一体化様式による引受を行い、地域農業再生協議会との連携を図りながら水稻共済加入者の引受内容と経営所得安定対策加入内容の照合を徹底し、また過去の事務誤りの事例の共有化及び改善策の実施状況を確認するなど、農作物共済担当者会等を通じて事務手順及びチェック体制の共有・維持・向上に努める。

2) 制度改正に向けた方策

農業災害補償制度の見直しにより、農作物共済の当然加入が廃止となるとともに、一筆方式も移行期間を経たのち廃止となることから、高知県で引受のなかった引受方式、新たに導入される方式について理解に努め、農作物共済担当者会・組織内研修等で周知することで、制度改正に向けた取り組みの円滑化を図る。

また、今後作付増加が見込まれる飼料専用品種について、適正な基準単収設定に向け関係機関との連携及び栽培実態の把握に努める。

3) 未収共済掛金の早期解消について

本所が主体となり、毎月末には現年度・過年度の未収掛金の徴収状況の把握と共有に努めるとともに、制度・評価等への不満が原因である未納者に対しては、訪問を重ね、農業共済の意義を浸透させて解消に努め、経済的困窮が原因である未納者に対しては、期限・計画をもって解消に努めるなど、過年度の未収解消及び新たな未納者を増やさないよう取り組みを継続していく。

イ) 家畜共済

1) 飼養頭数及び有資格頭数の把握

県畜産振興課が取りまとめている頭羽数調査(2月1日現在)の飼養頭数から作成した基礎資料と、管内の引受状況及び支所からの情報とを検証し、県下の飼養頭数及び有資格頭数を完全に把握する。

2) 補償の充実及び強化

未加入農家の要因等を整理し、家畜診療所等と情報を共有しながら、養豚農家を含め新規加入の拡大に努める。また、加入農家に対しては、付保割合の高位選択を推進していく。

3) 適正な引受の実施

継続引受時には、個体整理簿等を基に、家畜個体識別情報等を活用しながら現地確認を確実にし全頭把握するとともに、掛金期間開始直後には加入農家に対し引受内容の再確認を必ず行い、適正な引受けに努める。また、システムオプション等を活用したデータチェックを励行し、職員による事務的なミスが発生させないように努める。

4) 組合員への異動通知等の徹底と異動確認業務の強化

組合員の行う異動通知、異動記録簿の記入等の徹底を指導して行く。また、家畜個体識別情報等を有効活用することにより、現行の現地確認業務の精度を高めるとともに、事務の効率化を目指す。同時に、職員によるチェック体制の強化を図る。

5) 危険段階別共済掛金率の適正な設定

現在実施している高被害率の乳用成牛については、支所と協議を重ねながら、被害の状況に応じた危険段階別共済掛金率を引き続き設定し、組合員間の掛金負担の均衡を図る。また、他の共済目的の種類についても検討を行い、必要に応じて設定を行っていく。

ウ) 果樹共済

1) 有資格農家の戸別訪問と引受拡大

平成 28 年度に整備した有資格農家台帳に基づき、未加入農家の全戸戸別訪問を実施するとともに、加入推進用のパンフレットを用いて制度の周知及び加入推進を行う。

戸別訪問については訪問記録簿を作成し、有資格未加入者の加入意思の有無や回答等を訪問記録簿により管理して支所長会で進捗状況の報告・確認を行う。

J A 等関係機関や各生産部会等との連絡を密にして、有資格農家台帳を補完管理するとともに制度の周知を行う。

2) 有資格結果樹面積の把握と園地台帳の整備

有資格結果樹面積については生産・出荷組織及び J A の協力を得て把握する。また、植栽図及び栽培面積、樹齢別植栽本数等を記載した園地台帳の補完整備を進める。

3) 標準収穫量と基準生産金額の適正な設定

継続加入農家については、引受時の農家聞き取り調査及び園地確認を徹底するとともに幼木樹（樹齢 10 年以下）については、標準収量表を使用した幼木の樹齢に応じた収量とするための係数を算出し、実態に合った標準収穫量、基準生産金額等を設定する。

4) 重要事項の説明とコンプライアンスの徹底

加入推進時に組合員に対し共済事業の仕組みや共済金額の削減等の重要事項の説明を行う。また、共済掛金の納入、共済金の支払等の口座振替を励行する。

エ) 畑作物共済

1) 有資格農家の戸別訪問と引受拡大

平成 28 年度に整備した有資格農家台帳に基づき、未加入農家の全戸戸別訪問を実施するとともに、加入推進用のパンフレットを用いて制度の周知及び加入推進を行う。

戸別訪問については訪問記録簿を作成し、有資格未加入者の加入意思の有無や回答等を訪問記録簿により管理して支所長会で進捗状況の報告・確認を行う。

J A 等関係機関や茶生産部会等との連絡を密にして、有資格農家台帳を補完管理するとともに制度の周知を行う。

2) 適正な引受

加入申込時に農家から茶樹の新改植、せん枝の樹勢更新等、適正な基準収穫量の設定に必要な園地状況の変化などを聞き取り、適正な引受を行う。

オ) 園芸施設共済

1) 引受対象施設の把握と加入推進業務の充実

①設置状況図等の整備を継続して行うことにより新規棟や取り壊し棟の情報を反映し、引受対象施設の把握に努める。

②新規及び継続加入時において附帯施設や施設内農作物・撤去費用・復旧費用の加入を提案し、補償の充実に努める。

③未加入者に対し、未加入者リストにより個別推進を実践し、加入推進に努める。

④大災害に備え復旧費用未加入者に対し、制度説明はもちろんのこと、共済金支払いのシミュレーション、過去の災害事例などを踏まえた説明を行い、より復旧費用の重要性を感じていただける加入推進に努める。

2) 適正引受の実施

加入申込時における施設の補修、補強、増改築等、附帯施設の買換え、被覆材、施設内農作物等の引受内容に係る確認の徹底と、現地確認並びに施設の設置状況図の取

り付け等により適正な共済価額の設定と棟の特定化を図る。

3) 関係機関との連絡協調

農業振興センター、JA等関係団体との連携強化に努め、新規就農情報やレンタルハウスの情報提供により推進を行い引受率の向上に努める。

カ) 任意共済

1) 信頼されるNOSA Iの構築

大幅な仕組み改定が期中にて行われることが確実視されることから、「信頼力の向上」を図るため、諸規則等の遵守はもちろんのこと、組合員の立場に立ったわかりやすい事業推進に努めるとともに、重要事項の説明の徹底と共済掛金の口座振替への移行を励行する。

また、契約者からの問い合わせやクレームに対応するため、協会や本所の行う講習会に積極的に参加し、制度・仕組みの習熟を図る。

2) 住宅を中心とした建物総合共済の推進

農家財産の総合補償を図るため、生活基盤である住宅物件を中心として自然災害事故も対象となる総合共済の棟数拡大と補償額の引上げに努める。

3) 家屋台帳の整備

平成28年度に完備した建物総合共済加入棟の家屋台帳は、引き続き新規加入棟に対して補完整備をするとともに、火災共済引受についても、加入物件を的確に把握するため、家屋の配置図の整備を図っていく。

4) 農機具共済の普及拡大

稼働期までに早期推進を実施し、主要3機種を中心に農機具共済の普及拡大に努める。

5) NOSA I部長等との連携強化による拡大

制度共済加入者で建物共済未加入者に対して、NOSA I部長との合同推進等積極的な連携強化に努め、加入拡大を図る。

6) 任意共済事業の引受の適正化

法令、定款等を遵守した適正な任意共済事業を実施するため、加入資格確認調査を定期的実施するとともに、加入承諾に当たっては営農状況の把握等により加入資格の審査を十分に行う。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア) 農作物共済

1) 迅速な損害通知の周知徹底

広報紙等により、組合員に対し速やかに損害通知を行うよう周知徹底する。また損害評価に係る事務・通知内容等についても周知を行うとともに、損害評価員等基礎組織の協力も仰ぎながら、損害通知の迅速な把握に努める。

2) 適正な損害評価体制の確立

損害評価員の研修会を適時に実施し、評価眼の統一・維持・向上に努め、被害状況に応じた評価地区の設定や抜取調査の実施、また分割評価の適用など適正な損害評価体制の確立に努める。

また職員減・人事異動等の影響で事務に支障を来さないよう、農作物共済担当者会等を通じて事務手順及びチェック体制の共有・維持・向上に努める。

3) 被害概況の把握と見回り調査の実施

損害評価員等・関係機関等との連絡を密にし、管内の被害発生状況の早期把握に努

めるとともに、損害評価会の見回り調査を適時に実施し、県内の被害概況を的確に把握し、適期の損害評価を行うよう努める。

イ) 家畜共済

1) 事故発生通知の励行

組合員に対し、遅滞なく事故発生通知を行うよう徹底していく。また、本所・支所・家畜診療所間の連携を図り、効果的な現地確認が実施できるよう体制を強化する。

2) 事故家畜の適正な損害評価の実施

病傷事故については、指定獣医師等より提出された全ての診断書について10%以上の現地確認を徹底するとともに、家畜診療情報管理システム（電子カルテ）を活用してカルテのチェックに遺漏ないように徹底する。また、死廃事故においても、家畜診療所と連携を図りながら迅速な事故確認及び異動確認を行う。

3) 共済金の早期支払い

病傷事故については、共済金支払いに必要な開業獣医師の診断書等の関係書類を組合員等から期日までに取り寄せ整備する。また、死廃事故については、事故確認書等の必要書類を速やかに作成し、共済金の早期支払いを目指す。

4) 家畜診療情報管理システムの導入

平成29年度より家畜診療所において家畜診療情報管理システム（電子カルテ）によるカルテ処理を行う。家畜診療情報管理システムを活用した、効果的・効率的な事務処理体制を検討していく。

ウ) 果樹共済

1) 基準収穫量の適正な設定

農家聞き取り調査及び現地確認の実施により、当該樹園地の園地条件、肥培管理及び隔年結果を的確に把握した上で、基準収穫量設定指数を適用し、適正な基準収穫量を設定する。

2) 迅速な事故発生通知の指導と適期の見回り調査

農家に事故発生の都度迅速に通知させるよう、引受時や各種会議等を通じて事故通知を励行する。また、必要に応じて開花時期、生理落果終了時、収穫前の見回り調査を実施し、組合員ごとの被害状況の把握に努める。

3) 適正な分割評価の実施

農家間の公平性を確保するために、関係機関や評価員、評価会委員との連携を密にし、現地調査時に樹園地の肥培管理の粗放若しくは不行き届き、病虫害防除並びに整枝剪定状況についての的確に把握し、適正な分割評価を実施する。

エ) 畑作物共済

1) 損害通知の励行

組合員に対して被害発生の都度、迅速な損害通知を行わせるとともに、関係機関との連携により、管内の被害状況を的確に把握する。

2) 適正な現地確認と被害調査

組合員より損害通知があった場合、また被害の発生が予察される場合には、速やかに現地確認を行い、写真撮影や園地の状況を把握するとともに、その後の生育状況の把握も定期的に行い、関係機関と連携を図り適切な損害防止の喚起を農家に促す。

また、被害申告園地については、土壌管理・肥培管理・病虫害防除等の分割の有無について現地調査を行うとともに、損害評価の確認用データとして、自動温度計測器

を設定して気温を測定する。

3) 損害評価会による効果的な見回り調査の実施

関係機関との情報交換を密にして、適期に損害評価会による見回り調査を実施し、正確な被害状況の把握に努める。

オ) 園芸施設共済

1) 事故発生通知の徹底

事故発生を遅滞なく通知頂くよう加入申込時は勿論、広報紙等での周知徹底を図るとともにJA等にも通知の協力を願う。

2) 損害評価の適正化

本体被害（軽微なものは除く）等についての合同評価により適正な損害評価の認定に努め、共済金の早期支払いに努める。

また、農業振興センター及びJA営農センター等の協力を仰ぎながら事故原因等を調査し適正な補償を行う。

3) 損害評価の体制の強化

- ① 台風等の大災害時に備えた支所間の損害評価体制を構築し、迅速、確実、丁寧な調査・対応を実践して共済金の早期支払いに努める。
- ② 被害連絡に迅速な対応をするため、ビニールハウスの位置等を把握した施設の設置状況図並びに住宅地図等への書き込み等の整備を行い、損害評価の効率化に努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一を図る。

カ) 任意共済事業

1) 事故発生通知の迅速化

加入者からの事故通知が遅延すると適正な損害評価が行われない場合があるため、事故発生通知が迅速に行われるよう、契約時の重要事項説明を徹底するとともに広報紙や各種会議等を通じて周知徹底を図る。

また、パンフレット等には支払対象事故が一見してわかるような工夫を加え、組合員への浸透を図るとともに、落雷事故並びに自然災害発生時は、事故通知者だけでなく発生地域周辺への確認を励行させる。

2) 損害評価体制の強化

建物共済については、南海トラフ巨大地震や大型台風の来襲など大規模自然災害の発生に備え、全職員が損害評価を行えるように本所が行う損害評価研修会に積極的に参加するとともに、支所間を超えた損害評価体制を確立する。

3) 共済金の早期支払い

共済金支払の履行時期が明確化されていることから、必要書類の提出状況を適宜確認するとともに、共済金支払いに向けての進捗状況の共有化を図る。

落雷事故及び農機具事故については、修理業者への確認と修理証明書の早期提出を依頼し、共済金の早期支払に努める。

また、重複契約時にも迅速な処理ができるよう他保険とのより一層の連携協力に努める。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア) 農作物共済

1) 損害防止事業の継続と検討

関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた損害防止事業を実施する。また、他の支所の実施事例を担当者会議等で共有し、今後に向けた事業内容の検討を並行して行っていく。

イ) 家畜共済

1) 一般損害防止事業の効果的な実施

事故の発生の未然防止と損害の拡大を防止するため、組合員に対し効果的な疾病予防薬剤等の選定及び助成を行う。

2) 関係機関との連携強化

家畜保健衛生所・市町村・JA等と連携を強化し、定期的な巡回指導を行うなど事故率の低減を目指す。

ウ) 園芸施設共済

1) 情報提供の強化

関係機関から提供を受けた病虫害等の最新情報を迅速に組合内で共有するよう努める。

(6) 執行体制の整備

ア) 理事会・監事会

定期的、計画的に理事会、監事会を開催し事業進捗状況、業務予算執行状況、リスク管理状況、内部監査結果を精査し、業務運営の適正化に努め、ガバナンスの強化に繋げる。

イ) 余裕金運用管理委員会

四半期ごとに余裕金運用管理委員会を開催し、余裕金の適切な管理・運用に努めるとともに、信用リスク・市場リスク・共済引受リスク等の管理を行う。

ウ) 内部検査

年2回以上実施する「自主検査チェックリスト」に基づく自主検査、並びに組合の法令遵守態勢の確立と内包する諸リスクへの対応強化を目的に監査室が行う内部監査を実施し、監査報告書を組合長、理事会、監事会に報告し、改善措置についてはその進捗状況を継続的に検証し、より一層内部牽制機能の強化を図り適切な執行態勢を構築する。

エ) 職制及び職員の配置

本所、各支所及び家畜診療所内における機能拡充と責任体制を整備する。農家の高齢化、後継者不足等による共済資源の減少に伴う賦課金収入の減少が見込まれる中、限られた財源及び職員によって農家組合員との接点強化を図るため、また、収入保険実施に向け運営の合理化及び事務の効率化を図るとともに、適格な人員配置を行う。

オ) 各種研修会・担当者会議等

内部研修会及び農林水産省並びに全国農業共済協会等が主催する各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員個々の自覚及びスキルアップを促す。担当者会議を通じて業務遂行に係る法的根拠等の把握及び適正な事業実施、経常経費の節減等に対する意識改革を促し効率的な業務運営を行う。

また、毎月初旬に幹部職員で開催する定例会において、情報を共有、リスク管理に

- 関する事項や懸案事項、内部管理態勢等の改善方策等を協議し適正な業務運営を図る。
- カ) 「信頼のきずな」未来につなげる運動
「信頼のきずな」未来につなげる運動の最終年度であり、昨年度の実績・成果等を検証し、多発する災害に対して被災農家への支援が確実に実践できるよう一層の加入推進と引受拡大に努める。
- キ) コンプライアンス態勢
役職員に対する研修を通じ、コンプライアンスに対する意識の維持・向上に努める。また、監査室機能を充実し、内部牽制機能が発揮できる体制を整える。また、引受にかかるリスクをできる限り排除するため、広報紙の活用や農家訪問をすることにより理解を得て口座振替を推進する。
- ク) 事務処理の効率化
SBC の導入による特定組合での総務部門の事務処理の合理化、効率化のための業務システムの構築を進める。
- ケ) 広報広聴活動
ホームページを活用し情報発信を行う。組合広報紙を年4回発行し充実を図る。農業共済新聞の紙面作りについては、本所・支所の共同取材を取り入れ、経営改善に役立つ多様な情報を提供するなど紙面の充実を図り、部数拡大に努める。
- (7) 予算統制の方策
- ア) 総代会の決議による業務収支予算に基づき、毎月の執行状況等を共有できる体制を整え、全職員が業務経費の合理的・効率的執行を意識し経費節減に繋げる。
- イ) 業務経費は、以下の取組みを行うことにより節減に努める。
1. 人件費のうち職員給料手当については、退職者を補う職員の補充について、必要最小限度の職員の確保による採用計画に基づき節減していく。
 2. 旅費交通費の研修・講習会を除く会議への出席者について、必要最低減の職員での対応とする
 3. 事務費のうち図書印刷費、消耗品費は必要最低限の購入にとどめる。
 4. 業務費のうち会議費については、役職員のみによる会議は、茶等の経費は支出しない。
 5. 施設費のうち光熱水費（電気代）については、昼休み等は来客がない限り消灯する。また、エアコン等についてはクール・ビズ、ウォーム・ビズ等の実施により使用を制約する。
- ウ) 第3四半期に終了後に執行実績、執行見込額を検証し、予算額と執行額との差異及び未執行予算の原因を把握し、必要に応じて予算の変更手続きを行う。
- エ) 低金利の状況ではあるが、余裕金運用管理委員会及び理事会の決定による運用方針に基き、安全性、効率性を重視しながら利息収入の確保に努める。